

2006年1月IASB保険WGおよび2月以降のボード会議の要約

Topic area	損害保険	生命保険
(a) モデル		
(a)(i) ボードとしては、すべての保険契約に対して、単一のモデルを開発すべきか、それとも異なったタイプの保険契約に対しては異なったモデルを開発すべきか	<p>過去の議論では次のようなアプローチが検討されている。：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生命保険契約 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在出口価値法 (current exit value) ➢ 現在入口価値法 (current entry value) ¹ • 損害保険契約 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 未経過保険料法 (unearned premium) ➢ 将来法 (prospective) ² 	

¹ 契約締結時において、測定は実際の保険料の発生 (actual premiums incurred) によって計算される。

² すなわち、現在出口価値、もしくは現在入口価値を用いることとなる。

2006年1月IASB保険WGおよび2月以降のボード会議の要約

Topic area	損害保険	生命保険
(a)(ii)会計モデルは、契約上の資産および負債を直接測定すべきか (asset and liability model)、それとも費用・収益と対応させて測定すべきか (deferral and matching model)、さらにそれらの組み合わせで測定すべきか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 未経過保険料アプローチ (Unearned premium approach) : <ul style="list-style-type: none"> ○ 責任準備金 (pre-claims liabilities)³ (ie stand-ready obligations to pay valid claims under existing contracts)は保険契約者にチャージされた保険料を参考に測定される。 ○ 支払備金 (claims liabilities)⁴は直接測定される。 ● 将来法⁵: <ul style="list-style-type: none"> ○ 責任準備金および支払備金ともに直接測定される。 	current entry value および current exit value とともに直接測定を行う。

³責任準備金を未経過保険料から回収可能契約獲得費を控除した金額で測定する。当該未経過保険料に対しては負債充分性テスト（現在価値への割引とリスクを反映した調整を考慮する）を行う。

⁴支払備金はどちらのアプローチにおいても以下を考慮する。

- ・ 将来キャッシュ・フローに対して何のバイアスも含まれていないの現在の見積もりを反映する。
- ・ 時間価値を反映する。
- ・ リスクを反映した調整を行う。

⁵将来法は支払備金を測定する方法と同様である。

2006年1月IASB 保険WG および2月以降のボード会議の要約

Topic area	損害保険	生命保険
(b) Measurement. 保険契約に係る権利と義務を測定する場合の測定属性は何か？		2つのアプローチが検討されている： <ul style="list-style-type: none"> • Current entry value • Current exit value.
測定属性を選択するに際して次のような質問に答える必要がある。： <ul style="list-style-type: none"> • 契約締結時においてキャッシュ・フローの見積もりをロックインとすべきか？もし一部ロックイン、その他をアンロックとするならば、どの仮定をアンロックとすべきか、そしていつの時点でアンロックとすべきか？ 	責任準備金： <ul style="list-style-type: none"> • unearned premium approach は暗黙のうちにロックインの見積もりを使用することになる。しかし、負債充分性テストが必要となる。 • prospective approach は期末現在の見積もりを用いることになる。 支払備金： 期末現在の見積もりを用いることになる。 （議論の余地はない。）	WG 参加者は、直近の保険数理上の仮定を用いるのではなく、すべての入手可能な証拠が検討されるのであれば、アンロック・アプローチを好んだ。
<ul style="list-style-type: none"> • もし会社自身の見積もりが市場において直接観察可能であるもの（たとえば金利）と異なる場合、その会社自身の見積もりを使用すべきか？ 	省略	省略

2006年1月IASB 保険WG および2月以降のボード会議の要約

Topic area	損害保険	生命保険
<ul style="list-style-type: none"> 契約に組み込まれたオプションおよび保証は別途測定されるべきか？ 	生命保険と同じ。	WG 参加者は以下のように考えている。： <ul style="list-style-type: none"> 組込デリバティブを別途会計処理することに反対である。 測定アプローチは、組込オプションおよび保証に対して時間価値および本源価値の両方を反映すべきである。
(c) 割引 (Discounting) 貸借対照表のいくつかもしくはすべての金額を現在価値で測定すべきか？	割り引くべき。	割り引くべき (議論の余地なし)。
<ul style="list-style-type: none"> もし割り引く場合、割引率は契約締結時の率でロックインすべきか？ 	責任準備金： <ul style="list-style-type: none"> unearned premium approach では明確な割引はなされていない。また、市場金利の変化は未経過保険料の測定に反映されていない。(ただし、負債充分性テストにおいて追加負債の認識を要求されない限り。) prospective approach では期末現在の割引率を用いる。 支払備金 期末現在の割引率を用いる。	current entry value 及び current exit value とともに、期末現在の割引率を用いる。

2006年1月IASB保険WGおよび2月以降のボード会議の要約

Topic area	損害保険	生命保険
(d) 資産・負債の相関関係 (Asset/Liability interaction)	省略	省略
(e) リスク・サービス調整 (Risk/Service adjustment) 会計モデルはリスク調整についてどのように取り扱うか?	<p>ボードは以下のものについてリスク調整を含むことを決定した。:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支払備金 • 未経過保険料に対する負債充分性テスト (もし未経過保険料アプローチを採用する場合) 	省略
(f) 負債の認識および損益の当初測定 (Gain or loss on initial measurement/ liability recognition) 会計モデルは当初認識時における純損益の認識を禁止すべきか?	<ul style="list-style-type: none"> • 生命保険の方がより重要な問題であるだろう。 • 関連する問題として: <ul style="list-style-type: none"> ○ 出再者は再保険に出したとき損益を認識するのか? 	<ul style="list-style-type: none"> • current entry value approach では当初認識時における利益は認識しないが、いくつかのケースで損失は認識する可能性がある。 • current exit value approach では当初認識時において損益を認識することを禁止していない。

2006年1月IASB保険WGおよび2月以降のボード会議の要約

Topic area	損害保険	生命保険
(g) 保険契約者の行動 (Policyholder behaviour) 会計モデルは保険契約に係る更新もしくは解約から発生するキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローについての期待を考慮すべきか？	<ul style="list-style-type: none"> WG参加者は保険契約者の行動を考慮すべきであると考える。 既存契約(測定上考慮する)と将来契約(測定上考慮しない) 損害保険よりも生命保険の方が重要な問題となる。 	
(h) 新契約費 (Acquisition costs) 新たな保険契約を獲得した際のコストを資産として計上し、償却すべきか？	省略	省略
(j) 有配当契約 (Participating contracts) 有配当契約を有する保険契約者に対する保険者の負債をどのようにして認識し、どのようにして測定するのか？	省略	省略
(i) 分解 (Unbundling) 保険契約の個々の要素に関して分解してそれぞれを別個に測定すべきか？	省略	
(k) 負債の信用リスクの特性 (Credit characteristics of liabilities) 保険負債の測定に際して信用リスクの特性の影響を加味すべきか？	省略	省略

2006年1月IASB保険WGおよび2月以降のボード会議の要約

Topic area	損害保険	生命保険
<i>追加的な問題点</i>		
(l) 測定属性モデル (Attribution model) 会計モデルは、どのようにして収益および費用を当該契約でカバーされた個々の会計期間に帰属させるか？	損害保険の無配当契約では、これは保険料（収益）の認識のパターンおよび新契約費の償却のパターンと関連している。	これは以下と関連している。： <ul style="list-style-type: none"> • リスク調整 (risk adjustments) • 保険料 (収益) 認識 (premium recognition.)
(m) 見積もりの変更 (Changes in estimate) 会計モデルは、金利の変化および将来キャッシュ・フローの見積もりの変更をどのように取り扱うのか？	責任準備金： <ul style="list-style-type: none"> • unearned premium approach では、保険者にとって有利な変化は無視し、不利な変化は負債充分性テストを通して認識されることになる。 • prospective risk approach では、保険者にとって有利および不利両方の変化とも考慮する。 支払備金 発生した保険事故は直近の見積もりを基礎とすることに議論の余地はない。	current entry value および current exit value とともに直近の見積もりを用いる。

2006年1月IASB保険WGおよび2月以降のボード会議の要約

Topic area	損害保険	生命保険
追加トピックス		
(n) 会計単位 (Unit of account) 保険契約を認識および測定する際、どのレベルまでまとめて行うか？	省略	省略
追加トピックス		
(o) 責任準備金対応債券 (Assets backing insurance contracts) 責任準備金対応債券に対して既存のIASに修正を加えるべきか？	ボードでは責任準備金対応債券に対して償却原価法の適用を認めないこととした。	ボードでは責任準備金対応債券に対して償却原価法の適用を認めないこととした。
(p) 保険負債の変化に伴う要素の報告 (Reporting components of changes in insurance liabilities) 保険負債の変化に伴ってどの要素を別個に報告すべきか？	省略	省略
(r) Salvage and subrogation		
Salvage および subrogation の権利をどのように取り扱うか？	省略	省略

(2006年2月ボード会議)

2006年1月IASB保険WGおよび2月以降のボード会議の要約

1. 損害保険契約

将来法（現在入口価値および現在出口価値）のみ検討することとした。

2. 生命保険契約

現在価値アプローチの要素について、ボードは概略次の決定をした。

- 保険者が保険契約に基づく権利と義務を認識する際、保険契約者が guaranteed insurability の権利を保持するために続けなければならない将来の支払いに係わる顧客との関係（customer relationship）の部分についても資産として認識する必要がある。
- 新契約費は、繰り延べられ、資産であるかのように表示されるべきでない。現在入口価値モデルでは、負債の当初測定では、当初収入保険料から当該保険料から回収済みの新契約費を控除して計算される。
- 負債充分性テストは現在入口価値アプローチでは契約当初に必要とされ、場合によりその後も必要とされる（一方、現在出口価値アプローチでは不必要である。）。マージンは、現在出口価値におけるマージンと整合的である必要がある。

3. 収益認識プロジェクトにおける問題

損害保険契約は保険者に無条件付待機義務（unconditional stand-ready obligation）を発生させる。現在出口価値によって当該義務の当初認識を行った場合（将来法を使用）、IASBにおける収益認識プロジェクトでの待機義務に関する暫定合意と整合する。一方、顧客が支払った金額で当初認識を行った場合（未経過保険料アプローチ）、FASBにおける決定と整合する。

その後の測定においては、未経過保険料アプローチは収益認識プロジェクトと整合しないであろう。収益認識プロジェクトでは、義務を履行することにより、その義務から開放されるとき収益を認識するというような、履行義務の把握に注力を注いでいる。反対に、未経過保険料アプローチでは保険事故が発生する可能性のある期間の間保険料を収益として獲得したとみなしている。

2006年1月IASB保険WGおよび2月以降のボード会議の要約

(2006年3月ボード会議)

1. 生命保険契約

現在価値アプローチの要素について、ボードは概略次の決定をした。

- 保険契約者の配当権は、保険者が保険契約者に対して経済的便益を移転することを強制 (compel) される無条件の債務を有するまで、負債を生じさせない。
 - (ア)仮に契約者が契約プールから創出される経済的便益の分配に関して優先請求権を有するとしても、その事実だけでは、保険者は契約者に当該便益を移転することを義務付けられない。したがって、保険者は、他の何らかの要因が債務を生じさせるまで、当該優先請求権を負債として認識すべきではない。
 - (イ)規制当局者に承認された配当基準 (dividend scale) は債務を生じさせる。スタッフは、現在有効な配当基準を用いて保険者が当該債務を測定すべきかどうか研究し、各キャッシュ・フロー・シナリオに適用する配当基準の見積りを開発する予定である。
 - (ウ)無条件債務が存在しない限り、保険者は契約者への経済的便益の移転に関する負債を認識すべきでない。もし、無条件債務がその後において成立したならば、保険者はそのときに負債と費用を認識する必要がある。
 - (エ)保険者が有配当契約の契約者に対して推定的債務を有するかどうかの評価に際して、ボードは、概念フレームワークおよびIAS第37号のプロジェクトで開発される定義に拠る予定である。ボードは、2006年2月に、衡平法上のまたは推定的債務は、それが法的に又はそれと同程度にキャッシュ又はその他の経済的資源の潜在的な流出を強制する場合に限って、負債とすることができると決定した。
 - (オ)保険契約者の配当権はハイブリッド契約 (転換負債と類似) の持分 (equity) 要素と見るべきではない。したがって、保険料のいかなる部分も持分金融商品発行の対価の受取金と見るべきでない。また、有配当契約の契約者に対する配当は費用であって、利益の分配ではない。また、損益計算書では、保険者の株主に帰属する損益と、契約者の優先請求権に対応する損益とを区別する必要はない。しかしながら、保険者は持分の一部にこれらの優先請求権に対応する部分があることを開示する必要がある。
 - (カ)株式会社である保険者と相互会社である保険者には同一の要求が適用される。
 - (キ)投資契約における配当権は、保険契約の配当権と同様に取り扱われるべきである。

2006年1月IASB保険WGおよび2月以降のボード会議の要約

(2006年4月ボード会議)

1. 測定モデル

保険会社は保険契約の当事者になるときに、保険契約が創出する権利及び義務を認識しなければならない。

保険会社は、保険契約（又は保険契約の一部）が消滅したとき、すなわち、保険契約に固有の義務が解放され、取り消され又は終了したとき、かつそのときにのみ、保険契約（又は保険契約の一部）の認識を中止しなければならない。

測定属性に関連しては以下のとおりである。

- 保険負債の測定属性は、当初認識及び事後の両方において現在出口価値であるべきである。現在出口価値は、保険会社が残存する契約上の権利及び義務のすべてを他の企業に直ちに移転する（及び他の権利及び義務により、受領又は支払われうる額はすべて除く）場合に、保険会社が他の企業に、本日、支払わなければならないと見込まれる金額として定義されるであろう。
 - 保険会社は、保険契約の締結時にネットの利得（すなわち、新契約費とネットした後）またはネットの損失を認識することを妨げられるべきではないという結果になる。しかし、保険会社が契約締結時に明確で重要な利得又は損失を識別する場合には、ミス等を注意深くチェックする必要があるであろう。
 - 現在出口価値が公正価値と同義であるかどうかについて結論を出すのは時期尚早である。ボードは公正価値測定プロジェクトの作業の進捗に応じて、その質問をレビューする予定である。
 - 測定属性として現在出口価値を用いることは、保険会社が実際に第三者に対して負債を移転できること、移転するであろうこと、移転すべきであるということを示すことを意図しているのではない。実際には、多くの場合で、保険会社は第三者に負債を移転することはできず、かつ、そのようにすることは望んでいないであろう。むしろ、測定属性を特定する目的は、利用者が経済的な意思決定をする手助けになるのに有用な情報を提供することである。現在出口価値はこの目的にとって、ボードが検討してきた他のアプローチよりも相応しい。なぜなら、金額、時期及びキャッシュ・フローの不確実性の現在の見積り及び当該キャッシュ・フローの価格の現在の見積りを強調し、可能な限り観察可能な市場のインプットを用いるからである。
- 一般的には、保険負債の現在出口価値は観察可能ではない。それゆえ、以下のインプットを用いて見積らなければならない。
- 将来キャッシュ・フローの、現在のバイアスのない確率で加重された見積り
 - 貨幣の時間価値に合わせて見積り将来キャッシュ・フローを調整する現在市場割引率
 - 市場参加者がリスクを負担し（リスク・マージン）、他のサービスを提供する（プロフィット・マージン）ために要求するマージンのバイアスのない見積り

ボードは、キャッシュ・フローを見積る詳細なガイダンスを開発することやリスク・マージンを開発するための特別な技術を規定することは意図していない。しかし、ディスカッション・ペーパー（及び究極的にIFRS）は、測定属性と整合する、キャッシュ・フローとリスク・マージンの見積りを行うための技術特性を説明する予定である。

2006年1月IASB保険WGおよび2月以降のボード会議の要約

割引率は、その特性が時期、通貨及び流動性の点で保険負債の特性と一致するキャッシュ・フローにとっての観察可能な市場価格と整合しなければならない。観察された割引率は、観察されたレートに影響を与えるが、負債には関連しない全ての要因を排除するように調整しなければならない。

保険会社が保険契約の下で生じる権利及び義務を認識するときには、また以下を行わなければならない。

- 保険契約者は guaranteed insurability に対する権利を保持するために行わなければならない将来の支払いに関連する顧客関係 (customer relationship) (保険契約者との関係) の部分を認識すること。
- 顧客関係の部分を現在出口価値で測定すること、及び別個の資産としてではなく関連する負債の一部としてそれを示すこと。スタッフは、負債が強制力のあるキャッシュ・フローを組み込む範囲について有用な開示を提供するための最善の方法を調査する予定である。

ボードは、保険会社に認識及び測定のために、保険契約の預金要素とサービス要素のアンバンドルを要求すべきではない(しかし、今回の会議のアジェンダ・ペーパー41は、受取保険料の表示を議論している)。スタッフは、アンバンドリングがいくつかの又はすべてのケースにおいて禁止されるべきかどうかを調査する予定である。

新契約費は発生時に費用として認識しなければならない。

契約者配当権は、保険会社が現在又は将来の保険契約者に経済的便益を移転することを強制する無条件の義務を有するときに、保険会社に負債を創出させる。